

船橋市電話 de 詐欺等特別対策協議会運営要綱

(趣旨)

第 1 条 船橋市内における電話 de 詐欺及び SNS 型投資・ロマンス詐欺（以下「電話 de 詐欺等」という。）の被害は年々増加しており、市民の財産に多大な損害を生じさせる電話 de 詐欺等の撲滅を図るため、船橋市電話 de 詐欺等特別対策協議会（以下「対策協議会」という。）を設置し、関係団体で情報共有及び連携体制を強化することで「チーム船橋」として一丸となって、この卑劣な犯罪に全力で立ち向かっていくものとする。

(所掌事務)

第 2 条 対策協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 電話 de 詐欺等の被害防止に関すること。
- (2) 電話 de 詐欺等と疑われる不審電話の発生防止に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、電話 de 詐欺等の対策に関すること。

(組織)

第 3 条 対策協議会は、別表 1 の行政機関、警察、金融機関等、地域住民等の代表者で組織する。

(会議)

第 4 条 対策協議会は、必要に応じて市民生活部長が招集し、議事の進行及び整理を行う。

- 2 対策協議会は、第 2 条に規定する事項を協議する上で必要があると認めるときは、対策協議会以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴くことができる。

(作業部会)

第 5 条 対策協議会の所掌事務のうち、具体的な実務事項について協議を行うため、対策協議会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、別表 2 に掲げる各団体の代表者から指定された者をもって組織する。
- 3 作業部会は、必要に応じて市民安全推進課長が招集し、議事の進行及び整理を行う。

(庶務)

第 6 条 対策協議会及び作業部会の庶務は、市民生活部市民安全推進課に置くものとする。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、対策協議会及び作業部会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

別表 1

区分	団 体 等 の 名 称	職名
行政機関	船橋市市民生活部	部長
	船橋市市民生活部市民安全推進課	課長
	船橋市経済部消費生活センター	所長
	千葉県環境生活部くらし安全推進課防犯対策推進室	室長
警察	船橋警察署	刑事官
	船橋東警察署	刑事官
金融機関等	船橋警察署管内金融機関防犯協力会	会長
	船橋東警察署管内金融機関防犯協力会	会長
地域住民等	船橋市自治会連合協議会	会長
	船橋市民生児童委員協議会	会長
	船橋市社会福祉協議会	会長
	船橋市老人クラブ連合会	会長
	船橋市青少年の環境を良くする市民の会	事務局長

別表 2

区分	団 体 等 の 名 称
行政機関	船橋市市民生活部市民安全推進課
	船橋市経済部消費生活センター
	千葉県環境生活部くらし安全推進課防犯対策推進室
警察	船橋警察署
	船橋東警察署
金融機関等	船橋警察署管内金融機関防犯協力会
	船橋東警察署管内金融機関防犯協力会
地域住民等	船橋市自治会連合協議会
	船橋市民生児童委員協議会
	船橋市社会福祉協議会
	船橋市老人クラブ連合会
	船橋市青少年の環境を良くする市民の会